

【e-TAXグループ通算とe-TAX連結納税における電子申告の可否の一覧と違い】

※ 可能…電子申告可／不可…電子申告不可(親法人が国税の一括電子申告を行うケースを想定しています。)

e-TAXグループ通算			合併法人等	
			通算親法人	通算子法人
被合併法人等 (通算子法人)	国税	通算親法人による 国税の一括電子 申告を行う	可能 ※1	可能 ※2
		行わない (各通算法人で 国税の申告を行 う)	可能 ※3	可能 ※4
	地方税 (各通算法人で 地方税の申告を行う)		可能 ※5	可能 ※5

【ご参考】e-TAX連結納税			合併法人等	
			連結親法人	連結子法人
被合併法人等 (連結子法人)	国税	通算親法人による 国税のみなし規定 (提出先の一元化) を適用して一括電子 申告を行う	不可 ※1	可能 ※2
		行わない (各連結法人で 国税の申告を行う)	可能 ※3	可能 ※4
	地方税 (各連結法人で 地方税の申告を行う)		可能 ※5	可能 ※5

(電子申告データに含まれる「利用者識別番号」)

- ※1 「一括電子申告を行う通算親法人の利用者識別番号」と
「合併法人等の通算親法人の利用者識別番号」の2つ
→ 通算親法人の利用者識別番号が2つ電子申告データに含まれるが、
電子申告可能です。
(e-TAX連結納税では国税e-Tax仕様により不可とされていたケースです。)
- ※2 「一括電子申告を行う通算親法人の利用者識別番号」と
「合併法人等の通算子法人の利用者識別番号」の2つ
- ※3 「合併法人等の通算親法人の利用者識別番号」の1つ
- ※4 「合併法人等の通算子法人の利用者識別番号」の1つ
- ※5 「被合併法人等の利用者ID」の1つ

(電子申告データに含まれる「利用者識別番号」)

- ※1 「一括電子申告を行う連結親法人の利用者識別番号」と
「合併法人等の連結親法人の利用者識別番号」の2つ
→ 国税e-Taxソフト仕様で、連結親法人の利用者識別番号が2つ電子申告
データに含まれていると、エラーとなり電子申告できませんでした。

【ご参考】みなし規定を適用して電子申告したところ、即時通知でエラー(HUU0383E)となる原因と対処(整理番号:009862)

- ※2 「一括電子申告を行う連結親法人の利用者識別番号」と
「合併法人等の連結子法人の利用者識別番号」の2つ
- ※3 「合併法人等の連結親法人の利用者識別番号」の1つ
- ※4 「合併法人等の連結子法人の利用者識別番号」の1つ
- ※5 「被合併法人等の利用者ID」の1つ